

駐車場経営細則

設定 昭和 58 年 3 月 8 日
最終改正 令和 5 年 5 月 14 日

(総 則)

第 1 条 この細則は、霧が丘グリーンタウン第四住宅管理組合規約(以下「規約」という。)第 12 条第 1 号の規定により、団地内の駐車場用地を有料駐車場として建設及び経営し、当該業務を第三者に委託するため、規約第 46 条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象者等)

第 2 条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、組合員又はその同居親族及び管理組合の認めた者に限るものとする。

- 2 駐車場を利用できる自動車は、原則として、前項に規定する利用者の所有する乗用車又は貨物兼乗用車とし、その利用台数は 1 戸に 1 台限りとする。

(利用申込み)

第 3 条 駐車場の利用を申込み者は、別に定める「自動車駐車場利用申込書」(以下「申込書」という。)に必要な事項を記載の上、理事長に提出するものとする。

(申込みの審査及び利用者の決定)

第 4 条 理事長は、前条の規定に基づき駐車場の利用申込みを受けたときは、申込書記載の事項について必要な審査を行い、理事会において抽選その他理事会の定める方法によりその利用者を決定する。

(駐車契約)

第 5 条 理事長は、前条の規定により利用者を決定したときは、当該利用者と「自動車駐車契約書」(以下「契約書」という。)により自動車駐車契約(以下「契約」という。)を締結する。

- 2 前項に規定する契約書の条項は、①駐車位置及び駐車場使用の証明、②駐車料金及び支払方法、③－削除－、④賠償義務、⑤免責、⑥義務、⑦利用権の譲渡禁止、⑧ステッカー、⑨駐車料金の変更、⑩解約、⑪契約の解除、⑫契約の期間、とする。

(契約期間)

第 6 条 前条に規定する契約期間は、規約第 43 条に規定する会計期間と同一とする。ただし、年度の中途において契約を締結した場合にあたっては、当該年度の末日までとする。

(解約届)

第 7 条 利用者が契約を解除するときは、あらかじめ別に定める「自動車駐車契約の解約(又は予告)届」を理事長に提出するものとする。

(駐車場利用証明書の発行)

第 8 条 理事長は、契約を締結した利用者に対して「自動車の保管場所の確保等に関する法律」(昭和 37 年法律第 145 号)に基づき、自動車の保管場所確保の証明書を発行する必要があるときは、当該証明書を発行するものとする。

(駐車時間等)

第 9 条 駐車時間は、24 時間昼夜駐車制とし、利用者は随時所定の場所に駐車することができるものとする。

(駐車料金の決定)

第 10 条 駐車料金は、土地使用料、施設償却費、修繕費、管理事務費、委託手数料、その他必要な経費をそれぞれ算入して、理事会が定める。

- 2 駐車料金は、自動車の種類の別により定めることができる。

(駐車料金の変更)

第 11 条 ー削除ー

(駐車料金の支払)

第 12 条 利用者は、当月分の駐車料金を当該月の末日までに理事会の定める方法により支払うものとする。

2 一削除一

3 契約期間が1か月に満たない場合の駐車料金は、1か月を30日として日割計算(10円未満の端数は四捨五入)して得た額を支払うものとする。

(敷 金)

第 13 条 一削除一

(利用規則)

第 14 条 利用者は、別に定める駐車場利用規則を遵守しなければならない。

(契約書等)

第 15 条 この細則に定める「自動車駐車契約書」、「利用申込書」及び「解約届」の様式並びに駐車場利用規則等は、理事会が決定し、又は変更することができる。

(業務委託の範囲)

第 16 条 この細則に基づく業務の委託範囲は、駐車場の建設及び管理・運営に附帯する事務並びに駐車料金の徴収及び保管に係る事務とする。

(駐車場料金等の措置)

第 17 条 駐車料金の収入金は、施設賃貸料、施設費及び委託費に分類し、施設賃貸料は組合の修繕積立金に繰入れ、施設費は駐車場の運営費に充て、委託費は受託者に支払うものとする。

(附 則)

この細則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。